

## 付録2

昭和54年度において講じようと  
する公害防止に関する主要施策

## 目 次

第1章 基本的施策	391
第1節 公害防止の基本計画等	391
1 公害防止計画の推進	391
2 環境影響評価の実施	391
3 公害防止条例等の整備	391
第2節 土地利用の適正化に関する施策	391
1 工場の適正配置及び集團化の促進	391
2 土地利用における公害防止の配慮	392
3 土地利用調査の実施	392
第2章 公害防止の諸施策	393
第1節 大気汚染対策	393
1 法律・条例に基づく規制	393
2 大気清浄化計画の推進等	393
3 大気汚染現況調査等の実施	394
4 光化学スモッグ対策の推進	394
5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	395
第2節 水質汚濁対策	395
1 法律・条例に基づく規制	395
2 下水道整備の推進	396
3 水質汚濁の常時監視	396
4 河川浄化事業の実施	396
5 河川の管理等	397
6 河川環境の整備	397
7 港湾環境の整備	397

第3節 騒音・振動対策	397
1 法律・条例に基づく規制	397
2 低周波空気振動調査の実施等	398
第4節 自動車公害対策	398
1 自動車排出ガス対策の推進	398
2 自動車騒音・道路交通振動対策の推進	398
第5節 航空機公害対策	399
1 大阪国際空港航空機公害対策の推進	399
2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成	400
第6節 地盤沈下対策	400
1 法律・条例に基づく規制	400
2 地盤沈下状況の調査の実施	400
3 都市河川地盤沈下対策の実施	401
4 工業用水道の整備	401
第7節 廃棄物処理対策	401
1 産業廃棄物処理対策の推進	401
2 一般廃棄物処理対策の推進	402
第8節 農林・水産・畜産公害対策	402
1 農林・水産・畜産公害対策の実施	402
2 農業用水及び土壤汚染対策の実施	402
第9節 自然環境保全対策	403
1 法律・条例に基づく規制等	403
2 自然環境保全対策の実施	403
第10節 環境保健対策	404
1 健康被害に関する調査研究の実施	404
2 保健所における公害関連業務の実施	405
3 公害健康被害補償法の施行等	405

第11節 中小企業に対する助成等	405
1 中小企業者に対する公害防止資金の融資	405
2 公害防止技術の相談・指導	406
3 公害防止技術者の養成	406
4 公害防止技術の研究開発等	406
5 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	407
6 環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施	407
第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備	407
第13節 その他の公害防止対策	407
1 市町村の公害防止行政に対する助成	407
2 公害に関する苦情・相談の処理	408
3 公害関係事犯取締りの実施	408
4 大阪府公害審査会の運営	408
5 公害モニター制度の運営	408
6 公害防止管理者等に係る業務の運営	408
7 公害防止に関する知識の普及	409
参考資料 昭和54年度公害関係当初予算（関連事業を含む。）一覧	410

# 第1章 基本的施策

## 第1節 公害防止の基本計画等

### 1 公害防止計画の推進

府の環境保全のための総合的、基本的な計画として大阪府公害防止条例(昭和46年大阪府条例第1号)に基づき大阪府環境管理計画を策定し、その推進に努めてきたが、その骨子をなしている大阪地域公害防止計画が改定されたことに伴い、大阪府環境管理計画について各種の事業内容等を検討するほか、府域における環境保全を基調としながら、80年代を展望した新たな長期計画についての調査・研究を進める。

### 2 環境影響評価の実施

環境汚染の未然防止を図るため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等については、必要な環境影響評価を実施する等の措置を講じることとし、環境影響評価の制度化について検討を進める。

### 3 公害防止条例等の整備

公害発生源工場、事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例、同施行規則(昭和46年大阪府規則第55号)等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後の効果的な公害行政の推進に資するため、環境関連法令等の動向に配慮しながら同条例等について必要に応じ改正を行い、その整備を図る。

## 第2節 土地利用の適正化に関する施策

### 1 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、

特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用建物、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が公害防止のための工業団地造成用地を先行取得し、又は工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を財団法人大阪府都市整備協会を通じて当該市町村又はその開発公社へ貸し付ける。
- (3) 中小企業の工場集団化による公害の解消に努めるため、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。

## 2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

また、二色の浜海水浴場の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るために、二色の浜環境整備事業を推進する。

## 3 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性を把握し、都市発展の動向に適確に対応した合理的な都市計画を推進するため、本年度においても土地利用調査の継続と電子計算機処理システムの具体的な利用面の開発を進める。

## 第2章 公害防止の諸施策

### 第1節 大気汚染対策

#### 1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乗せ条例」という。）に基づき、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんその他の汚染物質の排出規制について関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制は、市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の徹底を図り、工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

#### 2 大気清浄化計画の推進等

大気汚染物質の削減を図るため、引き続き大気清浄化計画に基づき、窒素酸化物を中心として、硫黄酸化物、ばいじん、炭化水素について次のような対策を推進する。

(1) 窒素酸化物対策として、大規模発生源工場を中心に窒素酸化物排出量の削減指導を行うとともに、防止技術の技術的、経済的評価を実施する。

また、昭和53年7月に改定された二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について理解を深めるため、引き続き二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議の意見を徴する。

(2) 硫黄酸化物対策として、引き続き大気汚染防止法に基づく指定ばい煙総量削減計画に基づき、総量規制を実施するとともに、工場、事業場に対し

- 隨時立入検査を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。
- (3) ばいじん対策として、関係工場、事業場に対する集じん装置等の設置後の点検、指導を行う。
- (4) 炭化水素対策として、大阪府公害防止条例に基づき防除装置の設置義務のある工場に対する点検、指導を行うとともに、前年度に引き続き光化学スモッグ対策として有効な炭化水素の規制方策について検討を続ける。

### 3 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を経年的には握るために、引き続き次の諸調査を実施する。

- (1) 地域別硫黄酸化物汚染状況調査(測定点は248地点、うち大阪市内50地点、堺市内19地点及び高石市内3地点は各市が実施)
- (2) 地域別降下ばいじん汚染状況調査(測定点は100地点)
- (3) 浮遊粉じん環境調査(測定点は浮遊粉じんについては9地点、うち大阪市内の3地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点)
- (4) 燃料使用状況調査(調査対象工場、事業場は約5,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施)

### 4 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を明確にする等のため、前年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの発生源を調査するため、排出ガス中における大気汚染物質の濃度等の調査を実施する。
- (2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ及び自動車排出ガス基礎調査資料を利用して発生機構の解明に努めるとともに、紫外線照射装置を積載した移動測定車により各種の汚染物質の測定を行い、光化学スモッグ発生機構の多面的な

解明を図る。

- (3) オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策として、関係工場に対し、排出ガス量等の削減措置等を要請、勧告又は命令するとともに、立入検査を実施し、必要に応じ緊急の調査班を現地に派遣して調査を実施する。
- (4) 炭化水素類排出施設に対し、光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を続ける。

## 5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気の汚染状況の常時監視体制を整備充実するとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

### （参考） 大気汚染測定網の整備状況

（昭和53年4月1日現在）

区 分	局 数	左のうち府公害監視センターと テレメーターで直結している局数
硫黄酸化物測定期	104局	41局
浮遊粉じん測定期	108	42
一酸化炭素測定期	68	26
窒素酸化物測定期	103	35
オキシダント測定期	94	37

（注）局数には府、市、町所管局及び大気汚染測定車を含む。

## 第2節 水質汚濁対策

### 1 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭

和48年法律第110号)、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、上記二法の改正法(瀬戸内海環境保全臨時措置法は瀬戸内海環境保全特別措置法に改称)が本年6月に施行されることに伴い、化学的酸素要求量(COD)の総量削減計画、富栄養化対策としてのリン削減指導方針の策定並びに瀬戸内海環境保全基本計画(昭和53年總理府告示第11号)に基づく大阪府計画の策定等の準備作業を進めるとともに、関係工場、事業場に対して必要な指導を実施する。

## 2 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続いて寝屋川、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

## 3 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、79河川113地点並びに海域18地点に測定点を設け、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

## 4 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、従前から、都市河川浄化事業として汚濁の著しい河川を対象に汚でいのしゅんせつを行ってきたが、本年度も引き続き神崎川及び寝屋川において実施する。

また、東横堀川浄化施設及び今川導水路の建設事業の促進を図る。

## 5 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、従来から実施している河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを府土木事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川愛護精神及び公徳心の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓もう活動を行う。

## 6 河川環境の整備

河川敷内に堆積し、及び水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

## 7 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

# 第3節 騒音・振動対策

## 1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制権限は、そのほとんどが市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の強化、担当職員の技術研修の充実等により関係工場、事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

## 2 低周波空気振動調査の実施等

最近、問題が顕在化しつつある低周波空気振動、鉄軌道騒音・振動の実態調査を実施するとともに、関係機関を通じて必要な対策の推進に努める。

# 第4節 自動車公害対策

## 1 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国における自動車排出ガス低減対策として、一連の規制強化が図られてきたが、その実効を期すため、引き続き自動車の使用者等に対し規制内容の周知徹底を図るとともに、自動車運行の自粛についての啓発、街頭における自動車排出ガスの検査体制を強化する。

また、国に対しては、発生源対策の強化と併せて全体交通量削減に関する抜本策の樹立を強く要請する。

(2) 自動車排出ガスによる大気汚染の状況をより正確には握るため、各種測定調査等による資料整備に努める。

(3) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、更に都市総合交通規制を推進し、交通流の最適化、自動車交通総量の削減を図る。

(4) 信号機の系統化、広域制御地域の拡大等管制業務の拡充強化により、自動車の走行状態の改善を図る。

(5) 街頭における検問等により一酸化炭素、炭化水素等自動車排出ガス規制違反の取締りを強化する。

## 2 自動車騒音・道路交通振動対策の推進

(1) 都市総合交通規制の一環として、幹線道路については車線走行の徹底及び速度抑制を基軸とした対策を推進し、交通流の適正管理を図り、また、生活道路については一方通行、大型車通行禁止等の交通規制を総合的に組

み合わせた生活ゾーン規制を拡大、強化する。

- (2) 自動車騒音・道路交通振動の増大要因となる速度超過、車両の整備不良、積載量の超過等の違反の取締りを強化する。
- (3) 市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に当たる。

## 第5節 航空機公害対策

### 1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港の航空機公害対策として次の措置を講じる。

- (1) 空港周辺の地域整備計画の具体化に努めるとともに、移転跡地等を利用して地元市が行う周辺環境基盤施設整備事業に対し、国と共に補助する。
- (2) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (3) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設に対し、国と共にその建設費を補助する。
- (4) 航空機騒音防止対策として、府立東淀川高等学校の校舎増築に係る騒音防止工事を実施するとともに、関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (5) 大阪国際空港周辺整備機構による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が、それに要する資金を融資機関から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (6) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (7) 住宅の移転者に対して府営住宅の優先入居募集を行う。
- (8) 航空機騒音の常時測定のほか、必要に応じて航空機公害の実態調査を実施する。

## **2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成**

大阪国際空港周辺整備機構の事業に対し、国と共に次の助成を行う。

(1) 民家防音工事に対する補助

(2) 代替住宅の建設、代替地造成等の事業に対する資金の貸付け

## **第6節 地盤沈下対策**

### **1 法律・条例に基づく規制**

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制を行うため、地下水採取量の実態は握に努めるとともに、規制地域内の関係工場、事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

特に、地盤沈下が進行している泉州地域については、昭和53年1月、工業用水法に基づき工業用地下水採取の規制地域に指定されたので、府営工業用水道の給水状況に応じて、許可基準に適合しない井戸に対し、地下水からの使用水源の転換を図っていくものとする。

### **2 地盤沈下状況の調査の実施**

府下の地盤沈下の状況をは握するため、引き続き水準測量調査（観測点441点）を実施するとともに、観測井戸による地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。

また、地盤沈下が進行している泉州地域について、前年度に引き続き地盤沈下を起こさない地下水の採取量（許容採取量）の調査を実施する。

### 3 都市河川地盤沈下対策の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設けて内水の水位低下を図り、地盤沈下地域の排水を良くするため、排水機場の建設事業を進める。

### 4 工業用水道の整備

泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、昭和51年度から実施している第5次工業用水道事業については、本年度の完成を目指し配水管の布設工事を実施する。

## 第7節 廃棄物処理対策

### 1 産業廃棄物処理対策の進進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び大阪府産業廃棄物処理計画(昭和49年7月策定)に基づき、次のような対策を推進する。

- (1) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業については、財团法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として引き続き実施することとし、土砂、がれき及びこれらに類する廃棄物のほか無害の汚でい等の受入れを行う。
- (2) 産業廃棄物の広域処理対策事業の一環として実施する廃棄物の中間処理事業については、財团法人大阪産業廃棄物処理公社が整備する中間処理施設に対し、必要な技術的、財政的援助を行う。
- (3) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、事業者責任を基本とする関係法令の趣旨に沿って、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化する。

## 2 一般廃棄物処理対策の推進

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の整備に対して国と共に助成を行うほか、公害防止装置（洗浄集じん装置）の円滑な稼動を図るため、運営管理費の一部に対し助成を行い、更に、新たな処理技術を含めた調査検討を進め、市町村に対する技術援助を行う。

# 第8節 農林・水産・畜産公害対策

## 1 農林・水産・畜産公害対策の実施

農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。

- (1) 大気汚染による農作物等の影響に関する調査研究
- (2) 残留農薬に関する調査研究
- (3) 渔場環境等に関する調査研究
- (4) 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (5) 渔場環境の常時監視
- (6) 畜産経営環境保全対策事業

## 2 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質浄化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、重金属による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

## 第9節 自然環境保全対策

### 1 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行う。

また、同条例の規定に基づき、自然環境の保全と回復の状況をは握し、必要な指導に当たらせるため、自然環境保全指導員制度等を強化する。

### 2 自然環境保全対策の実施

自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然の回復に努めるため、次の諸施策を実施する。

- (1) 自然保護行政の基礎資料を収集するため、環境庁の委託により、前年度に引き続き第2回自然環境保全基礎調査を実施する。
- (2) 府政百年記念事業として金剛生駒国定公園区域内に造成した「府民の森」については、完成した4園地（約375ha）の適正な利用に努めるとともに、引き続き未完成園地の整備を行う。
- (3) 緑化樹の養成を行い、これを府民が協同して行う植樹及び公共施設の植樹のために無償配付するとともに、緑化推進構想に基づく施設緑化の基準の達成に努める。
- (4) 森林資源の造成と緑地の保全を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林で緑地保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
- (5) 土壌養分に乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の一部で機能強化を図るため、水源林造

- 成事業等を実施する。
- (6) 金剛山伏見地区、室池集団施設地区等の自然公園の施設整備を行い、秩序ある利用の推進を図るとともに、明治の森・箕面及び金剛生駒の両国定公園並びに東海自然歩道等の管理事業を推進する。
- (7) 職場、家庭等の生活環境にうるおいを取りもどすため、引き続き花と緑の運動を推進する。
- (8) 第4次鳥獣保護事業計画(昭和52~56年度)に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖を図るとともに、狩猟の適正化に努め、自然環境の保全を図る。
- (9) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の稚魚生産技術、品種の改良等の開発研究を行うとともに、稚魚の放流を実施する。

## 第10節 環境保健対策

### 1 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態をは握するため、引き続き呼吸器系疾患を中心とした医学的調査を実施するとともに、複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。
- (2) 工場等から排出される汚染質による局地的な環境汚染問題について、工場等の周辺住民の健康調査等を実施する。
- (3) 光化学スモッグによる健康被害の実態をは握するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (4) 食品中の微量有害物質等の汚染分布状況調査を実施する。
- (5) 環境汚染による健康被害の予防及び治療並びに調査研究体制の組織一元化を図るため、引き続き調査検討を進める。

## **2 保健所における公害関連業務の実施**

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関する各種の調査、衛生教育等を実施する。

## **3 公害健康被害補償法の施行等**

公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づき、大阪市、豊中市南部、堺市西北部、吹田市南部、守口市、東大阪市の一部及び八尾市の一部がその適用地域に指定されているが、同法による指定疾病患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。

# **第11節 中小企業に対する助成等**

## **1 中小企業者に対する公害防止資金の融資**

(1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 19億6千万円

融資限度額 原則として2,500万円（事業協同組合等は5,000万円）

ただし、無担保融資500万円

融資期間 7年以内

(2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業に対し、中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）による中小企業高度化資金を積極的に活用して資金貸付けを行う。

(3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。

- (4) 中小企業合理化機械月賦販売制度に加えて、リース契約のあっせん事業を実施し、積極的な運用に努める。

## 2 公害防止技術の相談・指導

府立工業技術研究所及び府立繊維技術研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害発生のおそれがある企業又は公害防止の技術指導を必要とする企業に対し、巡回技術指導を実施する。

## 3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

## 4 公害防止技術の研究開発等

公害防止技術の開発、汚染状況のはざ等を目的として、工業技術研究所、放射線中央研究所などにおいて、次のような調査研究を行う。

- (1) 放電加工による精密金型製造技術と電波障害防止に関する研究
- (2) 固体摩擦抵抗を有する防振材の動的特性に関する研究
- (3) インパクトレンチの振動低減に関する研究
- (4) サンダル用ペースト状接着剤の開発
- (5) 逆浸透法によるニッケルメッキ排水処理に関する研究
- (6) 窒素酸化物の触媒分解に関する研究
- (7) クロム酸一ゅう酸浴からのクロムメッキ及びクロムニッケル合金メッキに関する研究
- (8) 低濃度ニッケルメッキ浴からの光沢ニッケルメッキに関する研究
- (9) カチオン染料による気相染色に関する研究
- (10) 放射線利用による環境汚染に関する研究

## 5 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対し、引き続き助成措置を講じる。

## 6 環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施

計量法（昭和26年法律第207号）に基づき、環境計量証明事業及び環境計量士の登録等の事務を行う。

## 第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

公害試料の分析機能の充実を図るため、引き続き検査分析機器を増強し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の検査・分析業務を推進する。

## 第13節 その他の公害防止対策

### 1 市町村の公害防止行政に対する助成

#### (1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づく事務を委任した市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

(2) 公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づく、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

## **2 公害に関する苦情・相談の処理**

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

## **3 公害関係事犯取締りの実施**

関係行政機関との連携を密にしながら、府民の健康を害し、また、日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯を対象に、重点的な取締りを積極的に推進する。

## **4 大阪府公害審査会の運営**

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、その紛争事案の処理に努めているが、引き続き継続中の調停の事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその事案の早期処理に努める。

## **5 公害モニター制度の運営**

府公害モニター制度を次のように運営する。

- (1) 公害行政に関する意見の提出及び公害発生状況等に関する報告を求める。
- (2) 研修会等を実施して公害に関する情報を提供することにより、モニター活動の円滑化を図る。

## **6 公害防止管理者等に係る業務の運営**

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

## **7 公害防止に関する知識の普及**

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、引き続き公害白書の刊行及び公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行、環境月間の設定に伴う諸行事の実施等の措置を講ずる。

参考資料 昭和54年度公害関係当初予算(関連事業を含む。)一覧

(1) 部 別

(単位 千円)

部 名	54 年度	58 年度	増 減
総務部	250,000	500,000	△ 250,000
企画部	14,600	14,600	0
生活環境部	4,721,000	6,529,424	△ 1,808,424
衛生部	83,685	459,802	△ 426,167
商工部	728,882	858,887	△ 134,955
農林部	1,047,000	1,187,855	△ 140,855
土木部	36,926,190	41,412,281	△ 4,486,041
建築部	50,000	50,000	0
水道部	4,108,819	6,735,988	△ 2,682,169
公安委員会	751,898	817,250	△ 65,852
教育委員会	187,682	58,659	78,978
合 計	48,758,656	58,624,146	△ 9,865,490

## (2) 種 目 別

(単位 千円)

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
大気汚染対策	大気清浄化計画実施費	6,042	6,470	△428	大気汚染物質削減計画実施費
	大気汚染防止規制指導費	9,688	9,877	△239	大気汚染防止法等施行費
	悪臭防止法施行費	1,110	1,166	△56	
	公害防止装置設置事業償利子補給金	184,491	191,364	△56,873	洗浄集じん装置償利子補給金
	公害防止装置排出塩処分費補助金	56,000	20,000	36,000	洗浄集じん装置排出塩処分費補助金
	ごみ焼却場公害防止装置運営費補助金	227,460	148,010	79,450	洗浄集じん装置運営費補助金
	(特別会計)ごみ焼却場公害防止装置稼動促進費	0	200,000	△200,000	
	(特別会計)学校等公害防止施設整備事業費	20,000	40,000	△20,000	大気汚染防止施設整備資金交付金
	自動車公害対策費	10,008	9,523	480	自動車排出ガス対策推進費 4,124千円 自動車排気ガス処理装置 触媒取替費 5,879千円

区分	事業名	54年度	53年度	増減	摘要
大気汚染対策	舗装道新設費	838,000	493,000	345,000	未舗装道路の舗装
	道路改良費	744,000	1,177,000	△433,000	道路の立体交差化 踏切の除却
					交差点改良費 3,000円
					横断歩道橋整備費 22,000円
	交通安全施設等整備費	778,374	913,934	△135,560	交通管制センター拡充 強化費 196,870円
					地域制御区域拡大費 414,104円
					信号機の系統化事業費 115,400円
	小計	2,825,118	3,210,344	△385,226	
水質汚濁対策	水質汚濁負荷量削減計画実施費	7,137	2,700	4,437	水質汚濁削減計画策定費
	水質汚濁防止規制指導費	11,753	11,550	203	水質汚濁防止法等施行費 8,961円 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行費 2,792円

区分	事業名	54年度	53年度	増減	摘要
水質	一般廃棄物処理施設整備費補助金	85,000	76,538	△ 41,538	し尿処理施設整備費補助金
	(特別会計)中高病院汚水排水対策費	0	296,100	△ 296,100	
	漁業公害対策費	9,829	9,026	803	漁場障害物除去事業費 8,800円 漁場油漏被害救済基金負担金 529円
汚濁	下水道整備費	31,059,000	34,488,000	△ 3,429,000	流域下水道事業費 30,800,000円 公共下水道事業費 259,000円
	都市河川浄化費	296,000	370,000	△ 74,000	河川のしゅんせつ費
対策	船舶廃油処理場維持費	87,856	82,592	4,764	
	公害取締対策費	1,964	1,964	0	水質検査委託料
	(特別会計)浄水場排水処理設備建設費	143,000	850,000	△ 707,000	水道事業会計 (村野浄水場)
	小計	81,650,539	86,188,470	△ 4,587,931	

区分	事業名	54年度	53年度	増減	摘要
騒音	大阪国際空港周辺対策費	169,098	254,129	△ 85,086	共同利用施設建設費 補助金 81,785 円 住宅移転資金利子 補給金 26,505 円 営業者経営改善資金 あせん融資費 28,684 円 営業者移転資金あせん 融資費 81,266 円
・振動	大阪国際空港周辺環境基盤施設整備費	85,500	71,000	△ 85,500	
動対	大阪国際空港周辺整備促進市臨時交付金	0	133,000	△ 133,000	
策	大阪国際空港周辺整備機構助成費	314,898	204,857	110,541	事業資金貸付金 161,000 円 民家防音工事費補助金 158,492 円
	騒音・振動規制指導費	1,670	1,758	△ 88	騒音防止法等施行費
	(特別会計) 学校等公害防止施設整備事業費	280,000	460,000	△ 280,000	航空機騒音防止施設 整備資金貸付金 182,500 円 自動車騒音防止施設 整備資金貸付金 47,500 円

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
騒音・振動対策	舗装道改修費	492,000	736,000	△244,000	舗装悪化箇所の改修
	公営住宅騒音対策費	899,000	89,900	0	
	学校等公害防止施設整備事業費	73,700	0	73,700	府立高等学校航空機騒音防止施設整備費
	航空機騒音防止校舎管理費	52,889	52,839	0	航空機騒音防止校舎冷暖房費
	小計	1,409,600	1,952,978	△543,378	
地盤沈下対策	地盤沈下規制指導費	3422	3,370	52	工業用水法等施行費
	上水道地盤沈下対策費	0	122,916	△122,916	
	都市河川地盤沈下対策費	650,000	750,000	△100,000	
	(特別会計) 地盤沈下対策事業費	3,960,819	5,885,988	△1,925,169	第3次工業用水道事業費 1,820,806円 第4次工業用水道事業費 1,222,196円 第5次工業用水道事業費 917,817円
	小計	4,614,241	6,762,274	△2,148,033	

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
土壤汚染対策	農用地土壤汚染対策費	104,818	112,040	△ 7,222	水質障害対策事業費
	小計	104,818	112,040	△ 7,222	
廃棄物対策	一般廃棄物処理施設整備費補助金	60,713	86,000	△ 25,287	ごみ処理施設整備費補助金
	産業廃棄物広域処理対策費	0	1,171,500	△ 1,171,500	
	一般廃棄物処理指導監督費	4,200	9,825	△ 5,125	市町村指導監督費
	産業廃棄物処理指導監督費	39,476	88,533	5,948	処理業者等指導監督費
	道路環境整備費	265,569	247,837	17,732	
	公害取締対策費	403	403	0	産業廃棄物検査委託料
	小計	370,361	1,548,598	△ 1,178,237	

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
その他の公害対策	電波障害防止対策費	10,100	10,100	0	共同アンテナ設置費
	小計	10,100	10,100	0	
調査	公害基本対策費	18,771	15,822	2,949	公害行政総合調整費
	公害モニター運営費	3,180	3,200	△20	モニター 100人
	公害紛争処理費	2,280	2,397	△117	公害審査会運営費
	公害防止計画進行管理費	2,840	2,987	△147	
	公害現況等調査費	12,170	12,012	158	地域別硫黄酸化物汚染状況調査費 5,480円 燃料使用量調査費 380円 地域別降下ばいじん調査費 2,590円 浮遊粉じん環境調査費 1,260円 硝素酸化物汚染状況調査費 460円 大気汚染植物影響調査費 2,000円

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
調査	光化学スモッグ対策費	4,542	5,030	△488	総合調整費 9,554円 被害発生時緊急調査費 7,154円 発生源工場等実態調査費 2,800円 人体影響調査費 5,724円
	自動車公害対策費	2,875	80,600	△28,225	道路汚染調査費
	騒音・振動対策費	8,800	4,900	△1,100	実態調査費
	大気・水質調査研究費	6,490	6,515	△25	
研究	航空機公害実態調査費	1,630	1,708	△78	航空機騒音調査費
	地下水安全採取量調査費	4,750	5,000	△250	地質調査分析費
	廃棄物処理調査研究費	3,760	4,450	△690	一般廃棄物処理調査研究費
	放射線利用環境汚染研究費	14,600	14,600	0	放射線利用による元素分析方法の研究

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
調査	公害人体影響調査費	13,823	12,428	900	大気汚染人体影響調査費 8,144円 大気汚染地区住民健康調査費 7,015円
	P C B 対策調査費	0	8,856	△ 8,856	騒音・臭気・ばい煙等による被害調査費 8,164円
査	有害食品特別対策費	15,577	14,269	1,308	主要食品中の重金属・残留農薬等検査費
	公害衛生研究費	1,333	1,403	△ 70	公衆衛生研究所 公害衛生研究費
研究	公害保健調査研究体制整備費	530	558	△ 28	
	公害対策指導研究費	6,536	6,880	△ 344	放電加工による精密金型製造技術と電波障害防止に関する研究費
	公害防除技術研究費	1,242	2,296	△ 1,054	カチオン染料による気相染色の研究費 1,156円 捺染品の洗浄に関する研究費 86円
	漁業公害研究費	14,442	15,622	△ 1,180	漁場環境調査費 12,914円 汚水魚試験調査費 528円 沿岸漁場環境保全対策調査費 1,000円

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
調査	農作物公害研究費	14,037	18,475	△4,438	農作物に関する公害試験研究費
	畜産公害研究費	7,514	8,882	△ 868	養豚の環境保全に関する研究費 畜産環境保全対策試験 2,900円 4,614円
研究	農業公害研究体制整備費	1,635	8,000	△ 6,365	実験実排水汚染防止設備整備費
	土地利用調査費	11,910	12,750	△ 840	市街地環境の良化を図るための土地利用調査費
監視・測定	交通公害対策費	10,015	10,542	△ 527	交通量調査費
	学校公害実態調査費	10,715	5,470	5,245	環境検査器具購入費 4,715円 大気汚染健康影響調査費 6,000円
	小計	189,997	235,147	△45,150	
	公害防止条例委任事務費	79,960	77,964	1,996	市町村交付金等
	公害室拠分室運営費	24,450	25,091	△ 641	管理運営費等

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
監 視	公害監視センター運営費	841810	868,165	△ 26,855	管理運営費 740,969円 検査分析機器等整備費 21,440円 大気・水質常時監視費 210,164円 大気・水質・騒音・振動 検査業務費 86,110円
	大気汚染測定局整備費	17,700	16,000	1,700	測定機器等整備費
測 定	公共用水域常時監視費	110,640	105,498	5,142	河川・海域水質常時監視費
	地盤沈下規制指導費	42,528	41,870	658	地盤沈下測定費 13,828円 水準点測量費 28,700円
	苦情相談処理費	8,950	4,148	△ 198	大気・水質・特殊公害苦情 相談処理費
	航空機騒音対策費	5,820	12,454	△ 6,634	航空機騒音常時監視費
	漁業公害監視費	1,800	1,800	0	漁業公害調査指導事業費
	公害取締対策費	6,763	3,718	3,045	公害関係事犯採証機器整備 費
	小計	685,421	656,708	△ 21,287	

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
公害保健対策	公害健康被害補償法施行費	6,460	6,204	256	公害病認定患者死亡見舞金 6,000円
	公害健康被害検査研修費	1,500	1,500	0	
	保健所公害業務費	2,800	2,421	△121	公害担当職員活動費
	光化学スモッグ対策費	378	350	28	酸素吸入器設置費
	小計	10,688	10,475	163	
中小企業対策	中小企業公害防止資金特別融資促進費	2,927,189	3,165,989	△238,850	融資目標 19億6千万円 貸付利率 年7.1% 貸付期間 7年 利子補給 小企業 6.1% 中企業 5.1%
	公害防止技術向上対策費	4,604	4,541	63	公害防止技術者養成事業費 3,766円 公害防止巡回技術指導費 888円
	(財)関西産業公害防止センター補助金	1,000	1,000	0	環境試料の経時変化に関する研究費

区分	事業名	54年度	58年度	増減	摘要
中小企業対策	水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業費	0	420	△420	
	(特別会計)公害防止資金貸付金	210,000	89,1200	△181,200	設備近代化資金
	小計	3,142,743	3,568,150	△420,407	
関連都市施設等整備	花と緑の運動推進事業費	18,688	12,703	985	花木等の植樹推進費 8,988千円 花と緑の運動推進啓発費 9,750千円
	公園緑地整備費	1,888,000	2,351,889	△463,889	都市公園整備費 府道緑化事業費
	緑道整備事業費	67,860	92,725	△25,865	
	河川環境整備費	326,429	278,880	53,049	河川の塵芥処理、しゃんせつ等
	港湾環境整備費	119,866	189,858	△69,992	港湾の緑化事業等
	小計	2,415,843	2,920,055	△504,712	

区分	事業名	54年度	53年度	増減	摘要
自然環境保護	府民の森整備費	285,627	333,566	△97,939	
	環境緑化推進費	218,863	212,007	6,856	綠化樹養成等
	鳥獣保護事業費	21,055	18,888	2,167	
	栽培漁業推進費	12,493	12,458	35	稚魚放流
	内水面増殖費	4,727	4,785	△8	稚魚放流
	府行造林事業費	116,042	117,388	△1,341	
	特殊林地改良事業費	22,750	25,278	△2,528	
	水源林造成事業費	34,125	37,917	△3,792	
	自然環境保全費	125,893	127,685	△1,742	
	小計	791,575	889,867	△98,292	

区分	事業名	54年度	53年度	増減	摘要
民間企業団体実施事業	中小企業集団化事業貸付金	500,000	452,000	48,000	中小企業団地開発協会 貸付金
	畜産経営環境保全	19,096	85,200	△16,104	
	森林造成事業費	69,066	76,740	△7,674	
	小計	588,162	563,940	24,222	
合計		487,586,56	58,624,146	△9,865,490	